

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成 29 年 11 月 29 日

菰野町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会が行う必須事務として、明確に位置づけられた。

菰野町においては水田を活用した作物生産が盛んであり、販売目的の作付作物の中でも水稻・小麦・大豆の作付けに関しては、作付農家数及び作付面積が全体の約 9 割を占めている。また、全農地面積のうち水田の占める割合は約 8 割であり、水田を活用した 2 年 3 作のブロックローテーションが行われている中、自作農業者の高齢化や野生鳥獣による農作物被害等により遊休農地の発生が懸念されている。

このような中、農業委員会としては、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化など、農地等の利用の最適化に積極的に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特色を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、農業委員と担当地区で活動する農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が互いに連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、法第 7 条第 1 項の規定に基づき、菰野町農業委員会の指針として、推進委員の意見を参考にして具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

第 2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A+B)
現 状 (平成 29 年 10 月)	2,175.5ha	12.5ha	0.57%
3 年後の目標 (平成 32 年 10 月)	2,166.9ha	11.6ha	0.53%
目 標 (平成 35 年 10 月)	2,158.3ha	10.7ha	0.49%

【目標設定の考え方】

過去 3 年間の遊休農地の解消実績(再生利用されたもの)が 0.9ha であることから、平成 32 年 10 月までに 0.9 ha 解消し、平成 35 年 10 月までに遊休農地の割合を 0.49%以下までに解消することを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」

という。)の実施について、1年の内で集中して行う期間と担当区域を定めたいうえで、農業委員と推進委員はそれぞれの区域についての協議検討を行い、調査の徹底を図る。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化に努める。
- ② 農地中間管理機構との連携について
 - 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を農地中間管理機構へ報告し、農地の利用集積・集約化に繋げる。
- ③ 非農地判断について(農用地区域内農地を除く)
 - 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。
- ④ 農地に関する財政支援施策の情報提供について
 - 遊休農地の解消に対する補助制度等に関する情報提供を行い、遊休農地の解消に繋げる。
- ⑤ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い
 - 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て三重県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成29年10月)	2,175.5ha	965.6ha	44.4%
3年後の目標 (平成32年10月)	2,166.9ha	1,238.3ha	57.1%
目 標 (平成35年10月)	2,158.3ha	1,510.9ha	70.0%

【目標設定の考え方】

平成29年の担い手への集積面積の実績が965.6haであることから、平成32年10月までにさらに272.7haの集積を目指し、平成35年10月には、三重県の目標でもある70%の農地集積率を目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直し

- 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、菰野町、農地中間管理機構、三重北農業協同組合等と連携し、推進委員を中心に、地域で担い手への農地集積を推進するための調整等相談業務等を行い、農地集積を推進する。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の継続を推進する。
- 中山間地域等の獣害被害が多い地域、小規模の農地が多い地域など、受け手が少ない地域では、集落営農の組織化・法人化などを積極的に推進するなど、地域に合う取組を推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
3年後の目標 (平成32年10月)	3人 (36ha)
目 標 (平成35年10月)	6人 (72ha)

※「新規参入者数」「新規参入者取得面積」は累計

【目標設定の考え方】

「菰野町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に基づき目標設定した。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 菰野町、三重県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業者のための説明会やイベント等に積極的に参加することで、情報の収集に努め、新規就農者の受入れとフォローアップ体制の整備に努める。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者(法人含む)の地域の受入れ条件の整備に努めるとともに、営農指導等後見人的な役割を担う。